

2020年4月3日  
2020年4月8日追記  
2020年4月9日追記  
2020年4月10日追記

新入生および在学生各位

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応方針

学 長

新型コロナウイルスの感染が拡大し、不要不急の外出や懇親会等の会合の自粛が求められている昨今の状況の中で、学生諸君には本学の学生として節度ある行動を心がけ、感染拡大防止に努めてください。

### 1、マスク等の着用について

・通学時および学内では極力マスク等（タオルでも常時装着なら可、手作りマスク可）を着用すること。

※マスク不足のため、やむなく再利用する場合は、厚労省やメーカー等の解説ページを参照し、注意事項に留意すること（本学のオリエンテーションでも説明します）。

### 2、授業における対応について

**【4/9 追加】2週間程度の外出（通学を含む）の自粛により、授業等を欠席した学生が不利益とならないよう配慮するので、学生は通学できるようになってから、事務局備え付けの「欠席届」を事務局に提出すること。**

**【4/9 追加】上記の自粛により、春学期の履修登録が「4月24日の履修登録期限」に間に合わない場合には、5月13日（水）までに「履修登録票」を「欠席届」ともに提出すること。**

**（特にオリエンテーションに参加できない新1年生をはじめ全学年に対して、スムーズに授業を受けられるよう、また、欠席した授業に不利益が生じないよう、個別にサポートいたします。）**

**【4/10 追加】教科書販売を4/24(金)から5/1(金)まで延長します。**

- ・教員からの指示がない限り発声しないこと。
- ・グループ討論を伴う授業では必ずマスク等を着用すること。
- ・学内のパソコンを利用する場合には、必ず事前に備え付けの消毒液で手の消毒を行うこと。

### 3、大学生活における対応について

- ・休み時間や昼食時に、接近して対面で座らないこと。
- ・近距離で会話しないこと。
- ・手洗い、アルコール消毒を徹底すること。
- ・サークル活動については、引き続き、大会・試合等への参加や合宿等は行わないこととし、通常の練習、ミーティング等においても3つの密（密閉、密集、密接）にならないよう十

分注意すること。

**【4/9 追加】通学する際にはできるだけ混雑するバスを避け、受講する授業に合わせて時差通学すること（但し、遅刻しないこと）。**

#### 4、学外における対応について

**【4/8 追加】** 県外から転入、帰省、または旅行等から帰った学生、特に緊急事態宣言対象地域及び海外へ滞在した学生は2週間程度、外出（通学を含む）を控えること。なお、該当する学生は必ず、事務局へ連絡すること。

**【4/8 追加】** 不要不急の県外、特に緊急事態宣言対象地域及び海外への移動を自粛すること。

##### ※緊急事態宣言対象地域

（東京都、神奈川、千葉、埼玉各県の首都圏と大阪府、兵庫県、福岡県の計7都府県）

- ・規則正しい生活を送り、体調管理に努めるとともに感染症対策をすること。
- ・毎日、体温を測定し、記録しておくこと。

※発熱・倦怠感・頭痛・咳等の感染の疑わしい場合は、自宅で休養するとともに毎日体温を測り記録する。

そのうえで①風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上（ハイリスク者は2日以上）続く、②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある、のいずれかに該当する場合、各地保健所「帰国者・接触者相談センター」に相談する。【青森市保健所 TEL017-765-5280】

- ・通学以外の不要不急の外出を避けること。  
（例えば、カラオケ・ゲームセンター・パチンコ等の娯楽施設は極力利用しないこと。）
- ・当面の間は、大人数による飲食を伴う行事・イベントを企画せず、参加もしないこと。